第十二条の二の十三　［略］

［２　略］

３　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四　［略］

２　地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五　［略］

２　前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六　［略］

［一　略］

二　［略］

イ　第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項

［ロ　略］

第十二条の二の十七　［略］

２　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八　［略］

２　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の二の十九　地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第一項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二の二十　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二の二十一　［略］

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同

第十二条の二の六　［同上］

［２　同上］

３　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の七　［同上］

［新設］

第十二条の二の八　［同上］

［新設］

第十二条の二の九　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

［ロ　同上］

第十二条の二の十　［同上］

［新設］

第十二条の二の十一　［同上］

［新設］

［新設］

第十二条の二の十二　［同上］

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第